



報道機関 各位

記者発表資料

平成29年9月22日（金）

問い合わせ先：地域保健支援課

担当：斉木・杉山

電話：840-2218

さいたま市産婦健康診査事業を開始します！
～妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を目指して～

さいたま市では、妊娠期からの切れ目のない支援体制整備の一環として、平成29年10月1日から「産婦健康診査事業」を開始します。

1 事業概要

さいたま市産婦健康診査事業は、出産後概ね1か月程度の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状況の把握等）（以下「産婦健診」という。）に要する費用の一部を助成し、産後の初期段階で支援が必要な状態の母子を早期に把握し、支援につなげるものです。

産婦健診は、市が委託した医療機関・助産所で実施したものが費用助成の対象となります。

産婦健康診査を実施する医療機関と各区に設置した妊娠・出産包括支援センター等が連携し、育児の負担感や不安感が大きい産婦さんを支えます。

2 対象者

平成29年10月1日以降に、産婦健診を受診するさいたま市民

3 利用回数及び助成金額

1回の出産につき1回。一部助成金額は5,000円です。

（産婦健診に要する費用が5,000円を超えた場合は自己負担となります。）

4 利用方法

産婦健康診査助成券を受診する医療機関に提出すると、費用から助成額が差し引かれます。

5 産婦健康診査助成券の配布方法

（1）平成29年10月1日以降に妊娠の届出をされる方

配布場所：各区役所保健センター内、「妊娠・出産包括支援センター」、
その他、妊娠の届出が可能な区民課・支所・市民の窓口等

配布時期：妊娠の届出時に母子健康手帳や妊婦健康診査助成券と併せて配布
 (2) すでに妊娠の届出がお済みの方で、平成 29 年 10 月 1 日以降に産婦健康診査を受診される方

配布場所：各区役所保健センター内、「妊娠・出産包括支援センター」
 さいたま市保健所地域保健支援課

- * 市内産科医療機関で出産される方は、医療機関でも配布可能な場合があります。
- * 市が委託している医療機関については、市ホームページでご確認いただくか、各区妊娠・出産包括支援センターまたは、地域保健支援課までお問い合わせください。
- * 里帰り出産等で、市が委託していない医療機関で産婦健診を受診される方は、事前に妊娠・出産包括支援センターにご相談ください。産婦健康診査費用助成（償還払い制度）を利用できる場合があります。

**** 妊娠・出産包括支援センター一覧 ****

(妊娠・出産包括支援センターは、各区役所保健センター内に設置されています。)

	電話番号	FAX番号
西区	TEL 620-2700	FAX 620-2769
北区	TEL 669-6102 (直通) 669-6100	FAX 669-6169
大宮区	TEL 646-3100	FAX 646-3169
見沼区	TEL 681-6100	FAX 681-6169
中央区	TEL 853-5251	FAX 857-8529
桜区	TEL 856-6200	FAX 856-6279
浦和区	TEL 824-5000 (直通) 824-3971	FAX 825-7405
南区	TEL 844-7202 (直通) 844-7200	FAX 844-7279
緑区	TEL 712-1200	FAX 712-1279
岩槻区	TEL 790-0223 (直通) 790-0222	FAX 790-0259